

広報

NO.89

しんが

鹿部村
老人憩いの家

おまちどうさま
「老人憩いの家」が
オープンしました

村内の老人の皆さんが、
待ち望んでいた「老人憩い
の家」が4月18日ようやく
オープンいたしました。

本号では老人憩いの家の
概況を紹介いたします。

老人憩いの家開設にあたり、
村民の皆さま方より暖
い善意の贈り物がありました。
誠にありがとうございました。
紙面より厚くお礼
申し上げます。

今後ともよろしくご指
導・ご協力下さいますよう
お願いいたします。

1. 規模木造一部鉄筋コン
クリート造平家建
350.12㎡
2. 工事費 本工事費
36,200,000円
湯槽ポンプ室工事費
317,000円
動力工事費 326,000円
水道工事費 298,180円
合計 37,141,180円
3. 施行業者
㈱鈴木事業所
(七飯町大沼)

5月号

津田カネさん
よろこびの受賞

— 医療功労賞 —

去る4月21日、東京日比谷公会堂で、第9回医療功労賞の授賞式が行なわれ、当村の津田カネさんが受賞しました。

津田さんは、亀田郡七飯町生まれで、大沼で助産婦の助手をしながら勉強して22才の時に助産婦の免許をとり、26才の時現在の夫津田安太郎さんと結婚しました。

それから6年間、大沼で助産婦として働いておりましたが、安太郎さんの実家から「劇場の経営を手伝ってほしい」と頼まれ夫婦そろって鹿部へ移ってきました。カネさんは当時92才で今から40年前です。

当時、鹿部には助産婦は一人もおりませんでした。そのため村の人たちからぜひ「助産婦を続けて…」と頼れ、引き受けざるを得なかった。

以来、取り上げた赤ちゃんは、4,000人余、鹿部の人口の8割以上にもなります。

開業当時、交通機関といえば馬車か馬ソリ、自転車を中心とし

た。ところが、カネさんは自転車が苦手なため、歩くより仕方がなく、大岩から本別、はては硫黄鉱山の住宅まで、テクテクと歩いて赤ちゃん誕生のため尽くして来ました。その距離はおおよそ想像を絶するものです。

今では、病院で出産する人がほとんどですが、その当時は自宅出産がほとんどだったため、産婦からの「お迎え」は何の前ぶれもなく突然やってくるが多く又生まれた赤ちゃんは1週間お湯に入れないとならず、自分の足で遠い山道を歩きつづけた。それでもやっとどりついた家で「元気な赤ちゃんの泣き声を聞くとそんな苦勞も吹っ飛んでしまう」と懐しそうに話しておりました。

これまで病気一つしたことなかつたカネさんも年には勝てず、足を悪くして昨年から函館市内の病院に入院しておりますが、1日も早く退院され、元気なお姿で余生を送っていただきたいものです。



子供を非行から
守るために

— 鹿部村補導専門委員会 —

今年も5月5日より児童福祉週間が実施されましたが、これは、児童が心身ともに健やかに生れ、健やかに育成され、生活が保障され人として尊ばれ社会の中で愛護されることと、児童の健全な育成を妨げる、あらゆる障害を取り除き、より幸せな生活が送れるように啓蒙することにあります。そこで鹿部村において日夜これらのことを考え行動している鹿部村補導専門委員会の活動を紹介します。

1. 補導専門委員会とは・村内に補導機関や組織・補導員は多くありますが、これらの人や機関で構成している鹿部村補導連絡協議会がありますが、この中から補導専門委員を選出し、その人たちが作っているのが補導専門委員会です。

2. 専門委員会が生まれるまで
上記の補導連絡はあっても、その活動は情報交換、広報活動であり、実際に児童・生徒や未成年者と接し、調査・討議・指導・補導・相談・処理まで当ることは出来ませんでした。これらをおこなうために専門委員会が生まれたのです。学校補導部と連P補導会議が土台となり昭和47年度に創立し、一応その目的に従い活発に事業を行なっ

てきております。

3. 専門委員会の目的と事業

◎目的 青少年の心身共に健全な育成をねがい ①各関係機関との横の連絡をはかり ②補導活動 ③非行化の予防 ④環境の浄化に努める。この4つの目的を持っております。

◎事業、上記の目的の達成のため

- ①実態調査
- ②事例研究及び討議
- ③非行問題の処理
- ④巡回指導
- ⑤家庭訪問
- ⑥機関紙の発行などの事業を行っております。

◎役員（敬称略）

委員 長工藤英三(連・P会長)
副 〃 岩島孝治(中・P 〃)
〃 山根清次(小・P 〃)
事務局長金谷輝夫(中・教員)
〃 次長長川健一(小・ 〃)

3. 過去3年間の活動

過去3年間の活動の中で最も多いものは

- ①夏・冬休み中の児童、生徒の巡回補導
- ②問題青少年の家庭訪問
- ③研修視察（函館市青少年補導センターでの研究会議等）
- ④問題の検討・整理
- ⑤例会（年6回開催）
これらを通して最も大切なこと

は民生児童委員との連携を密にすること。話されたことの内容は一斉秘密にすることが挙げられて来ました。

4. 最近の問題事例

青少年非行問題として以前は、①窃盗 ②暴力行為 ③喫煙・シンナー遊び ④怠学(さぼり)の順でしたが、最近では ①交通違反(バイクの無免許運転など) ②喫煙 ③怠学と変わりました

5. 村民の皆さんのご協力をお願いいたします

・次の様な事柄について村民各位の協力をおねがいしたいと思います

①非行につながるような行為をしているのを見た時は、その場ですぐ注意してください。

②それが出来ない状態、又は注意しても聞かない場合は、すぐ学校等に通告して下さい。

③特に、社会人になっている先輩達は法に触れる行為(喫煙や無免許運転等)は絶対に教えないで下さい。

更に、村民全員が「青少年はどのように育ってもらいたいという理想像」を作って、旧来の好ましくない習慣等は思い切り捨てて、青少年個人がたくましく健全に育つと同時に、他人に対しても思いやりのある立派な社会人に育ていくことに今こそ立上る時だと思えます。

村民の皆さんの暖いご協力をお願いいたします。

「良い環境 明るいまちに
良い子が育つ、

こうほうしかべ

保健コーナー

食生活に注意しましょう

高血圧・心臓病の予防のため、食事には充分注意をしなければなりません。そこで日常次のことさらに気を配り楽しい食生活にして欲しいものです。

1. 塩分をとりすぎないように
- ①食塩は1日に小さじ2杯位で控えましょう
- ②みそ汁の場合盛りつけ次第で塩分量の違いが
・実を多く汁を少なくする
実が多い場合は汁 500ccに、みそ小さじ1杯(塩分0.6g)
・実が少ない場合は汁 150cc中に、みそ大さじ1杯(塩分1.8g)が含まれています
・深いおわんよりも浅いおわんでいただくようにしてください

- ・みその量は同じでも種類によって塩分の含有が違います
辛みそ…大さじ1杯で食塩2.1g
中辛みそ…大さじ1杯で食塩1.8g
白甘みそ…大さじ1杯で食塩1.0g
2. 動物性脂肪をとりすぎないように
- ①動物性脂肪でも魚脂肪はそれ程心配ありません
・なるべく白身の魚を食べましょう
・油の強い魚は、植物性の油で揚げ物にして食べるとよいでしょう
- ②動物性脂肪はコレステロール(注)が多いので動脈硬化を増します(注)動物に広く分布している、鱗片状晶でこれが血管

の壁に沈着すると動脈硬化症となる

- ・コレステロールが多い食品
イカ、バター、硬化マーガリン、ラード、ベーコンの脂などです

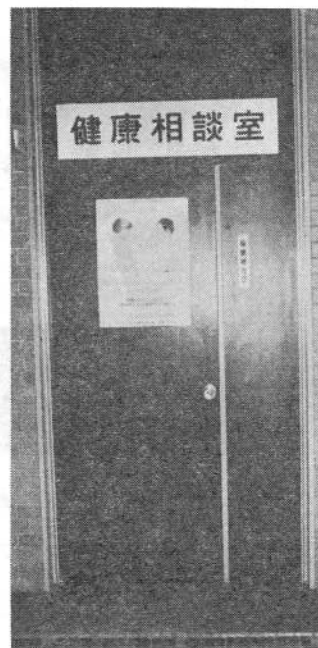
3. 変化のある食品を選び、刺激のない食事をしましょう

- ①大食は絶対しない
- ②味付けはうす味にして
- ③規則正しい食生活を
- ④夕食はひかえめに
これらのことに注意をして、健康な毎日をすごしましょう

多めに食べる食品

- ・野菜類
緑黄野菜
にんじん、ホーレン草、かぼちゃ、ピーマン、レタス
淡色野菜
白菜、玉ねぎ、キャベツ、大根、きゅうり
- ・果物
りんご、みかん、ぶどう、

- いちご、桃など
 - ・牛乳
牛乳は1日2合までよい
 - ・海そう
こんぶ、わかめ、ひじき、のりなど
 - ・植物油は豊富に食べましょう
たん白質
魚、大豆、貝類は適当に
- ひかえめにする食品
- ・塩分はごく少なく
みそ汁は1食に1碗
 - ・脂肪
動物性脂肪
ヘッド、ラード、白のみの肉、ベーコンなどは動脈を硬化させます
 - ・脂肪の多い肉類、レバー、ハム、ソーセージは、たくさん食べてはよくありません。
 - ・刺激性食品は多くとってはいけません
トウガラシ、ワサビ、しょうが、カレー粉、コーヒー、アルコール飲料、酒、ウイスキー、ビールなど
 - ・湯茶はがぶのみしないこと
 - ・健康についての相談等は遠慮なく役場内の健康相談室において下さい(電話2111番内線40番)



赤十字に 協力しましょう

只今、赤十字運動月間中です。人々のためにつくすよるこびは、あなたの心を五月晴の空のようにさわやかにします。日本赤十字社では、外国で災害やキキンがあれば直ちに、お金や物資をおくる他、新興国の医療援助に数々の救護活動を行っています。

そればかりでなく、国内における血液事業、医療社会事業、看護婦養成、そして災害救護など、全てが人命尊重の支柱となるものばかりです。

こうした人間にとって大切な事業は、日本赤十字社の社員が出し合ったお金によってまかなわれます。どうか村民の皆さん、赤十字の社員にまだ加入されていない方は赤十字の奉仕者(協賛委員)が皆さんのお宅を訪問した時は、ぜひ加入して下さい。

「小さな善意の羽のひとひらが、やがて世界をはばたく人道のかけ橋となる翼となって戦争や災害や病苦の悲劇を、この地球上から取り去ってくれることでしょう。」



こうほうしかべ

村史が発行されました

永い間の念願でありました、鹿部村沿革史年表(解説付)がようやく発刊の運びとなりました。

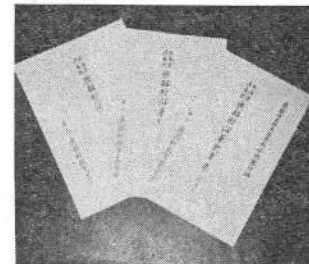
内容は年代順に、鹿部村の移りかわりをユニークな解説をつけて記述しております。

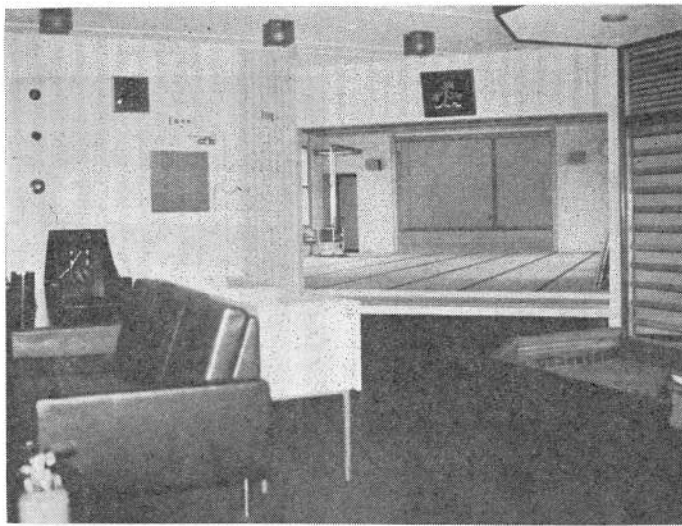
編者は、鹿部村ゆかりの小林露竹先生(森町在住)で4年の永き年月をかけ、詳細に書かれています。小林先生には厚くお礼申し

あげます。

教育委員会では、この村史を村民の皆さんに有料でおわけしております。1部 500円です。

部数に制限がございますので早めにお求め下さい。





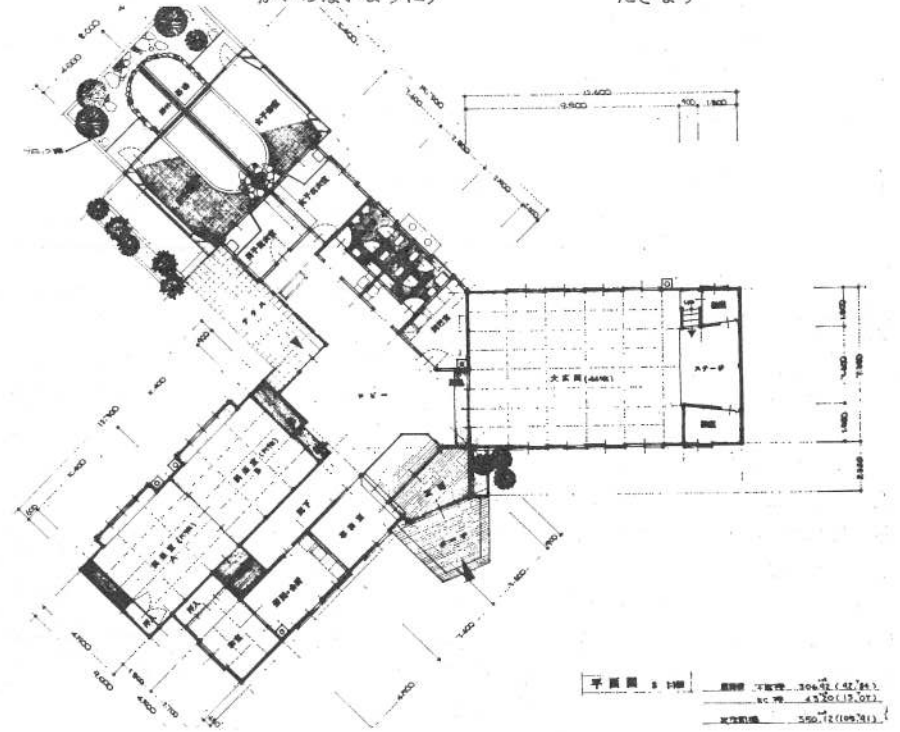
オープンした 老人憩いの家

鹿部村老人憩いの家の利用について

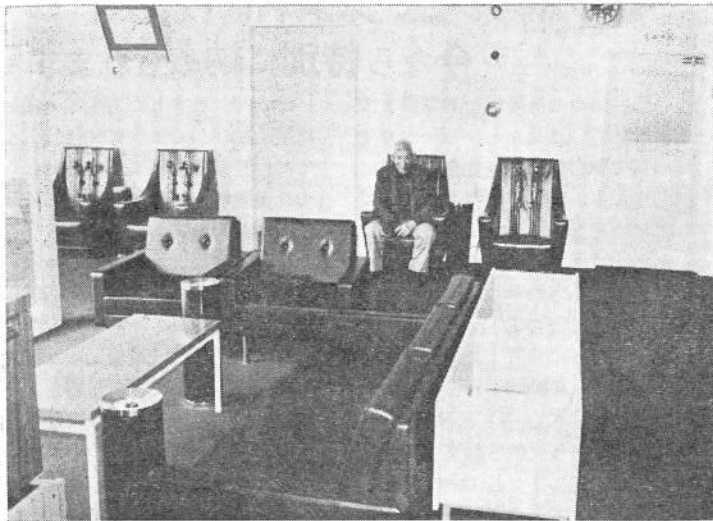
老人憩いの家の利用については次のことがらに注意をし、大いに活用して下さるようお知らせ致します。

1. 利用できる人
満60才以上の方なら誰でも利用できます
2. 利用できる時間
午前9時より午後6時までです（ただし、入浴については午前10時よりですのでおまちがいのないように）
3. 利用方法
また、会議等で使う場合は午後9時まで利用できます
利用方法管理人（西村順造さん夫妻）に話しをしてから利用して下さい
4. 休館日
毎週、月曜日は休ませていただきます

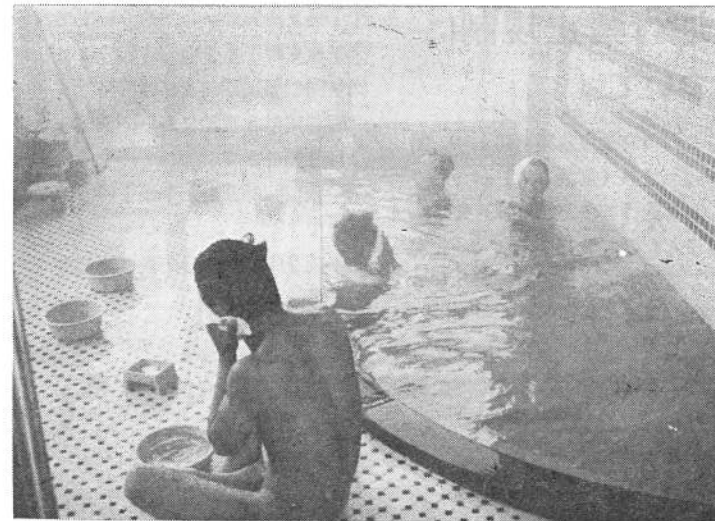
▲
ロビーより大広間をのぞむ
畳44帖敷の大広間には舞台と放送設備が備えつけられており、老人クラブ等の会合にもつてこい。



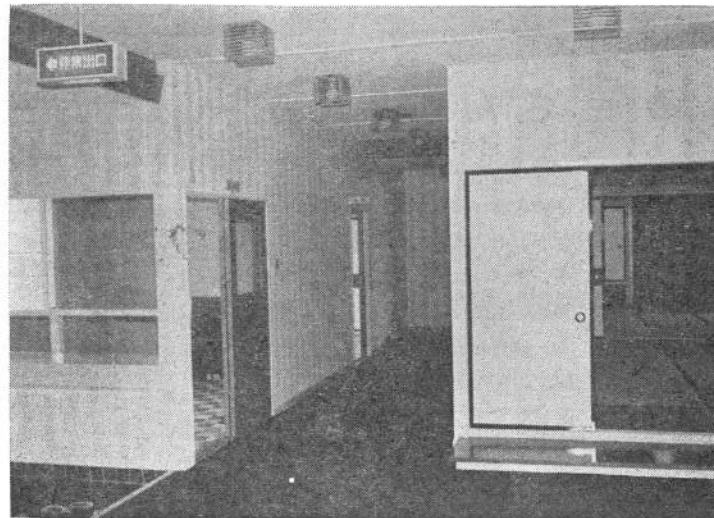
こうほうしかべ



旅館や、
ホテルの浴室
に負けない
立派な浴室。▶
湯量はタップリ、
神経痛に
効果あり。



▲
ゆったりした
ロビー、
アンマ器が備
えつけられていて
風呂上りに肩の
こりを取るのに
最高です。



▶
右側は娛
楽室、
左側は管
理人室と
事務室

寄贈者氏名 (敬称略)

- ・野口理美容院
- ・松本時計店
- ・根本一貫堂
- ・桂田藤子
- ・小板恵蔵
- ・小板千代
- ・大壽司 田中孝次郎
- ・鹿部村婦人会
- ・松川政太郎
- ・大沢喜代治
- ・鹿部商工会
- ・山崎篤也
- ・根本晃
- ・盛田ミツエ
- ・松川栄治
- ・古城商店

通行禁止規制について

このたび北海道開発局より、国道 236号線（黄金道路）がつぎのとおり通行禁止となる旨通知がありましたのでお知らせいたします。道東方面へ車で旅行されます方はご注意ください。

1. 通行禁止区間一般国道 236号線えりも町咲海から広尾町広尾橋まで（通称黄金道路）

2. 禁止の理由
道路改良工事のため

3. 禁止の期間

(1)夜間の禁止期間及び時間帯

昭和50年 5月20日から昭和50年 11月20日まで

①午後 9時30分から午前 0時まで

②午前 4時から午前 6時30分まで

(2)昼間の禁止期間及び時間帯

昭和50年 5月20日から昭和50年 11月20日まで

①午後12時35分から午後 1時 5分まで

②午後 2時45分から午後 3時15分まで

③午後 6時から午後 6時30分まで

4. 禁止のためのう回路は別図のようになっております

尚、お問合せは

北海道開発局室蘭開発建設部

TEL (0143) 22-9171

帯広開発建設部

TEL (0155) 24-4121

へお願いいたします。



国有林へ入林される皆さんへ！

太陽の日ざしが日一日と増し、北国の野や山も緑の衣がえへと準備をはじめました。

野や山が緑へと色づいてきますと、いよいよ行楽シーズンの到来です。／

魚釣り、山菜とり、登山など、皆さんは国有林に入林される機会が多くなりますが、ちょうど、この時期は山火事の危険期でもあります。そして、最近クマが各地で出没し、八雲地方では、営林署

の作業員がクマにおそわれ怪我をした例があります。

どうぞ、行楽のために国有林に入林されるときは、森林を山火事から守ること。クマによる不測の事故を防ぐ意味から、次のことがらを守りましょう。

1. 国有林に入林するときには、最寄りの営林署、担当区事務所、事業所、入林手続所などに、立寄り入林者名簿に記入し、クマについての情報などを聞いてから入林

しましょう。

2. 入林するときは、二人以上で行き、一人歩きはやめましょう。

3. タバコ、たき火など、火の取り扱いには十分注意しましょう。

4. 林道などを歩行するとき、雪崩、崩落などに十分注意し、危険区域などを確認したら近よらないようにしましょう。

<函館営林局 森営林署>

納め忘れの古い保険料は今なら特別に納められます

国民年金の保険料を納期限までに納めていざと、万が一ケガや病気で障害者になったり、不幸にしてご主人を亡くしたときなど障害年金や母子年金が受けられないということもあります。

さらに、老齢年金については、60才までに25年以上（この年数は、昭和5年4月1日以前に生まれた方は、年齢によって10年から24年に短縮される）保険料を納め、65才から支給されますが、もしこの間に1ヶ月でも納め忘れがあると、本来の老齢年金が支給されなくなります。

このようなしくみが、加入している方によく理解されていないこともあって、当時の保険料を2年以上も未納のまま放置されている方が相当みうけられます。

そこで、こうした方も年金受給に早く結びつくように50年12月までに、時効によって納められなかった保険料を特別に納められる措置が講じられております。

この措置によって納める保険料は、未納の月1ヶ月につき900円です。

納付の方法は、役場民生課国民年金係へ申し出て、納付書をお願い郵便局に払い込むこととなります。

この機会にお手もとの国民年金手帳や保険料の領収書を調べ、納め忘れがないか一度お確かめ下さい。

詳しくお知りになりたい方は、国民年金係へお気軽におたずね下さい。

役場庁舎の前庭に桜とつつじの贈物

村では役場庁舎前の広場を整備し村民憩いの場所の設置を計画しておりますが、これを聞いた字鹿部・川合豊さんより樹令90有余年という立派な八重桜の木の寄贈がありました。

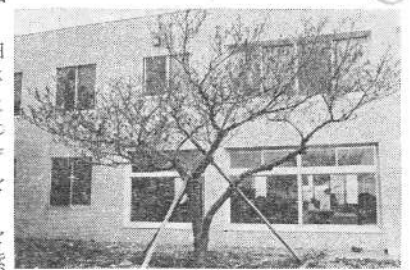
また、役場に勤務している奥田孝一さんのお父さん（奥田実さん・八雲町落部）より、これまた樹令40年以上という、レンゲつつじ（2本）の寄贈を受け、早速庁舎前に植え、花の咲き乱れるのを心待ちにしております。

又、鹿部において苗木の販売をしている、小笠原敏雄さんより紫

つつじ（3本）、真柏（7本）などの寄贈を受けました。

それぞれ、たんせいこめて育てられた立派なもので、庁舎を訪れる村民の皆様を心なごませてもらっております。

どうもありがとうございます。



こうほうしかべ